

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06-4393-6242）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	地下鉄道の火災対策に係る指導指針に基づく指導
関連する 他局の名称	なし
概 要	地下鉄道における火災事故を防止するため、「地下鉄道の火災対策に係る指導指針」に基づき、地下駅及び当該地下駅に接続するトンネルにおける火災対策の指導を行います。
根拠となる要綱等	・地下鉄道の火災対策に係る指導指針
行政指導指針	・指導基準は、 http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000213/213007/2-1.pdf に掲載しています。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	